

静岡県部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第2号

静岡県部設置条例の一部を改正する条例

静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第2条 知事直轄組織及び各部の分掌する事務 は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 暮らし・環境部 ア～エ (略) (5)～(8) (略)	(分掌事務) 第2条 知事直轄組織及び各部の分掌する事務 は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) (4) 暮らし・環境部 ア～エ (略) <u>オ 盛土等に関する事項</u> (5)～(8) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。